

住宅用家屋証明の申請に必要な添付書類(松戸市)

	1	2	3	4	5	6	7	8
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 15%;">住民票</div> <div style="width: 15%;">登記事項全部証明書 ※1</div> <div style="width: 15%;">確認済証及び検査済証</div> <div style="width: 15%;">売買契約書(売渡証明等)</div> <div style="width: 15%;">当該家屋の未使用証明書</div> <div style="width: 15%;">申立書※2</div> <div style="width: 15%;">現住家屋の処分方法等※3</div> <div style="width: 15%;">認定申請書及び認定通知書※4 <small>(長期優良住宅の場合は)</small></div> </div>								
個人が新築した住宅(建築後1年以内の住宅) 租税特別措置法施行令 (イ)第41条 (a)又は(c) 新築されたもの								
1.入居済	△	△	△	△	△	△	△	○
2.入居予定	○	○	○	△	△	◎	○	○
建築後未使用の住宅(建売住宅・新築マンション等) (取得後1年以内の住宅) (b)又は(d) 建築後使用されたことのないもの (売買、競売に限る)								
1.入居済	△	△	△	○	◎	△	△	○
2.入居予定	○	△	△	○	◎	◎	○	○
中古住宅(取得後1年以内) (ロ)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの ※5 (a)取得(売買、競売に限る)								
1.入居済	△	○	△	○	△	△	△	△
2.入居予定	○	○	△	○	△	◎	○	△

- 注意事項** ◎ 原本の提出をお願いします ○ 提出用のコピーをご用意下さい。
 △ コピーまたは原本を確認後、返却いたします。

 - ※1 インターネット謄本可。(照会番号の有無、発行年月日は問わない。)
 - ※2 入居予定日が1~2週間程度のもの (HPに雛形を掲載しております。)
 - ※3 (売却する場合)売買契約書・(賃貸する場合)賃貸借契約書 等。
 - ※4 認定申請書については第1面、第2面及び第4面も必要。
 長期優良住宅建築計画等について変更の認定を受けた場合、長期優良住宅の普及に関する法律施行規則第3号様式による変更認定申請書の副本及び第4号様式による変更認定通書が必要。
 - ※5 登記簿上の建築年月日が昭和56年12月31日以前の場合は下記の書類が必要。
 (耐震基準適合証明書、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証書
 または住宅性能評価書(コピー可)の添付がある場合は取得可。)
 - よくある質問については「住宅用家屋証明Q&A」をHPに掲載しておりますので、ご覧ください。
 - その他質問事項は、固定資産税課までお問合せください。